

慈雲堂訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団じうんどうが設置する慈雲堂訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者に対して生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：慈雲堂訪問看護ステーション

(2) 所在地：東京都練馬区関町南4-14-53

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、訪問看護等の利用申し込み等に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い適切な事業の運営が行われるよう、統括する。

(2) 訪問職員：看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）、作業療法士（相当数）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する定数は、別にこれを定める。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：原則月曜日から金曜日まで 但し、国民の祝日、年末年始12月29日から1月4日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後4時30分までとする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 介護保険適用の場合、訪問看護の利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画書に基づいた当該計画に定めるものとする。

また医療保険適用の場合、各利用者の訪問看護計画書に基づいた必要な時間で看護サービスを行う。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、身体症状の観察、精神病状・障害状況の観察、医療途絶予防支援、服薬支援、認知症介護予防

- (3) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理に関する相談。

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として医療保険制度及び関係法令、生活保護法、介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。詳細は別表1参照。

- (1) 医療保険制度及び関係法令に基づく訪問看護を利用する場合は、診療報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。その他自立支援制度も利用できる。
- (2) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。但し、諸事情により下記以外の地域も考慮し提供を行う場合もある。

- (1) 練馬区
関町南、関町北、関町東、石神井台、立野町、上石神井、下石神井、石神井町、南大泉、西大泉、東大泉、上石神井南
- (2) 杉並区
善福寺、井草、上井草、下井草、今川、桃井、清水、松庵、宮前、荻窪、天沼、本天沼、上荻、西荻南、西荻北
- (3) 西東京市
全域
- (4) 武蔵野市
全域
- (5) 三鷹市
上連雀、下連雀、井之頭、牟礼、井口、深大寺

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する会議を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、職員の資質向上を図るために個別の研修計画を作成し、計画に添った業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
- (2) 年1回業務研修

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。

附 則

- (1) この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- (2) この規程は、平成9年5月1日から一部改正施行する。
- (3) この規程は、平成12年4月1日から一部改正施行する。
- (4) この規程は、平成14年5月1日から一部改正施行する。
- (5) この規程は、平成14年8月1日から一部改正施行する。
- (6) この規程は、平成20年6月1日から一部改正施行する。
- (7) この規程は、平成26年8月1日から一部改正施行する。
- (8) この規程は、平成27年11月1日から一部改正施行する。
- (9) この規程は、平成28年11月16日から一部改正施行する。
- (10) この規程は、令和6年1月20日から一部改正施行する。